

省エネ設備 更新支援事業助成金

都留市は、物価高騰の影響により、厳しい経営環境に置かれている中小企業者等の市内店舗の経営安定化を図るため、エネルギーコスト削減のための省エネ設備の更新（新設は対象外）に必要な経費に対し、助成金を交付します。



助成対象者

対象となる市内の店舗を1年以上経営する

中小企業法人、個人事業主、社会福祉法人、NPO法人

対象設備

市内サポート事業者※に発注(購入・施工等)した省エネ設備

照明器具
電球
エアコン
冷蔵庫
冷凍庫
給湯器 など

- 経済産業省が定める統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上のもの
- または、メーカーが発行するカタログ等において、既存設備と比較して15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの



省エネ基準達成率
100%以上

※ サポート事業者は随時募集していますので都留市ホームページなどをご確認ください。
※ 助成金の決定を受ける前に更新したものは対象になりません。
※ 更新・入れ替えが対象であり、新規に設置する場合は対象になりません。

助成金額

助成率：2/3相当額

助成額：1店舗あたりの上限 15万円

※申請は1店舗あたり1回を限度とします。

申請期間

令和7年7月1日（火）～ 令和8年2月27日（金）

対象となる店舗や申請の手続き、サポート事業者の一覧など
詳細は、都留市ホームページをご確認ください。

https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/sangyo/shoko_t/6/14241.html

